

## 品川区地域防災計画の素案の修正について

### 1. パブリックコメントの結果について（別紙1）

実施期間 : 平成29年12月11日～平成30年1月10日  
意見件数 : 13件（3名）

### 2. 関係機関からの意見照会結果について（別紙2）

### 3. 修正内容

品川区地域防災計画（H29修正）新旧対照表（別紙3）

### 4. その他

#### （1）これまでの経過

- |   |       |        |                           |
|---|-------|--------|---------------------------|
| ① | 平成29年 | 2月28日  | 建設委員会報告（修正の方向性について）       |
| ② |       | 9月26日  | 建設委員会報告（中間報告）             |
| ③ |       | 11月29日 | 建設委員会報告（品川区地域防災計画の素案について） |
| ④ |       | 12月5日  | 品川区防災会議 第1回（素案審議）         |
| ⑤ | 平成29年 | 12月11日 | パブリックコメント実施               |
|   | ～30年  | 1月10日  | （区HP、地域センター、図書館等の窓口で公表）   |

#### （2）今後の予定

- |   |       |       |                       |
|---|-------|-------|-----------------------|
| ① | 平成30年 | 3月23日 | 品川区防災会議 第2回（最終案審議）    |
| ② |       | 4月    | 建設委員会報告（平成29年度修正版の報告） |
| ③ |       | 5月    | 公表、印刷および配布            |

パブリックコメントの結果について

実施期間：平成29年12月11日～平成30年1月10日

No.	年齢	性別	ご意見	品川区地域防災計画への反映		ご意見に対する区の考え方
				変更の有無	変更しない理由もしくは、変更方針	
1	40代	男	「消防車がまともには走れない道路が多く存在する(例：下神明天祖神社周辺の道路)ため、引き続き周辺道路の拡張を継続する」	有	以下の項目の「 <b>図表2-1の内容を一部修正</b> 」。 第2編 震災編【震-2-8、11】 第2部 安全なまちづくり 予防対策 第1 地域特性に応じた防災都市づくり 3 木密地域における防災性の向上	人々の生活に密着した道路は、歩行者や自転車、車などの交通のためだけではなく、震災時の避難や消防、救急活動といった防災上の機能や建物相互間を一定距離確保することで、日照や通風、景観など居住環境を向上させる役割を担っております。このような機能を充分発揮させるため、建築基準法では、最低4m未満の道路は、建替えにあわせセットバックし、4mの道路幅員を確保することとしています。区ではこの道路幅員に向け、細街路幅員整備事業を行っており、引き続き取り組みを進めてまいります。また、密集住宅市街地整備促進事業を実施している地区では、避難や緊急車両の通行に重要な道路を防災生活道路に位置付け、幅員6mへの幅員整備を行っております。
2			「電柱が多すぎて倒壊が懸念され、また緊急車両の妨げとなるため地中化や電柱の最新化(本数が少なくて済む高度な電柱への入れ替え)を進めてほしい」	有	以下の項目の「 <b>(2)アの内容を一部修正</b> 」。 第2編 震災編【震-2-13】 第2部 安全なまちづくり 予防対策 第1 地域特性に応じた防災都市づくり 4 安全で安心な避難ができるまちづくり (2) 避難所へのアクセス道路の確保 ア 避難所周辺の狭い道路における道路空間の確保検討	都市計画道路の整備や再開発など様々な機会を捉え無電柱化を進めております。区内には狭い道路が多く、無電柱化するためには様々な技術的課題があることから、国や都の動向に十分注視し検討してまいります。
3			「通信ネットワークが従来よりもインフラとしての重要度を増しているため、緊急時に使用できるWifiスポット・衛星通信の確保」	有	以下の項目に「 <b>10. 通信インフラの整備を追記</b> 」。 第2編 震災編【震-5-8】 第5部 情報通信 予防対策 第1 情報通信連絡手段の整備	通常時は区への誘客や地域のにぎわい創出につなげるとともに、震災など緊急時の通信手段の確保を目的として、フリーWi-Fiを導入しています。大井町駅や大崎駅などの主要駅前を始め、広域避難場所となる大規模公園や総合庁舎、地域センターなどの公共施設へ設置を進めているところ。併せて、ケーブルテレビ品川が今後整備を計画している地域無線回線(地域BWA)とも連携・協力し、発災時の通信環境を強化してまいります。
4			「区の補助が無くてでもできるような災害対策の啓発 消火器の設置、水や食料の補給、耐震・木造家屋の耐震化、古い塀の取り壊し、消火用の雨水などの備蓄、テントなどの購入・・・」	無	以下に記載済み。 第2編 震災編【震-2-38】 第2部 安全なまちづくり 予防対策 第2 初期消火体制の強化 2 消火器等の普及 等各編に記載済み	各家庭における消火器の設置、水や食料等の備蓄など自助に基づく災害対策については、防災訓練や研修等様々な機会を捉え、啓発を行っており、引き続き、区民等への啓発に努めてまいります。
5			「疎開先(姉妹都市や区民とつながりの深い地区)に避難先として準備」	有	以下に記載済みの <b>内容を一部修正</b> 。 第2編 震災編【震-13-42】 第13部 区民生活の再建 応急・復旧対策 第1 応急仮設住宅の設置・供給 2 設置地の選定	災害時の協力協定に基づき、山北町(神奈川県)および早川町(山梨県)に対し、応急仮設住宅の用地およびその建築資材の供給並びに両町の施設における被災者の受け入れ要請を行うこととしています。
6			「災害発生時の治安悪化(強盗・家宅侵入など)の防止策・自衛策」	無	以下に記載済み。 第2編 震災編【震-7-40】 第7部 避難者対策 応急・復旧対策 第2 共同生活をすすめるための配慮 5 防火・防犯に係る留意事項	災害発生時、公共の安全と秩序の維持に関することは、警察機関が担うことになります。また、多数の人が出入りする区民避難所では、不審者等による犯罪や事件が起こりやすくなるため、女性や子ども等が被害にあわないよう、警察と連携し防犯意識の啓発、見回りを実施することとしています。
7	40代	女	「知的、発達障害者の理解啓発を保護者も行っていかなければなりません。が、避難支援等関係者やボランティアへの周知をお願いしたいと思います。研修、ワークショップ等実施の際は、知的・発達障害者の理解啓発にも努めてください」	有	以下の項目の「 <b>(1)要配慮者に対応した各区民避難所の運営体制づくり</b> 」に「 <b>①として追記</b> 」。 第2編 震災編【震-7-26】 第7部 避難者対策 予防対策 第1 要配慮者の安全確保 5 区民避難所の設置都受け入れ体制の強化 (1) 要配慮者に対応した各区民避難所の運営体制づくり	区民避難所で、要配慮者を受け入れるにあたっては、それぞれの特性を踏まえた対応が求められることから、平常時より要配慮者の特性の理解啓発に努めてまいります。
8			「知的障害者、発達障害者のため、カムダウンスペースの設置、個々の生活スペース・簡易トイレの設置なども必要になるかと思います」	無	以下に記載済み。 第2編 震災編【震-7-15】 第7部 避難者対策 予防対策 第3 避難所等の指定・安全化 3 区民避難所	要配慮者も、当初は区民避難所に避難を行うこととなりますので、一般の避難者との同居が困難な人およびその家族のために、区民避難所の一部を要配慮者用にあらかじめ指定しておくことが必要となります。引き続き、避難所毎で策定を進めている避難所運営マニュアルの具体化を図ってまいります。
9			「乳幼児栄養の備えとして、母乳栄養、混合栄養、人工乳について、それぞれの正確で詳細な情報が起こる前に、乳児を育てている親に伝え、知ってもらうことが大切です」	無	母子保健活動の中で啓発に取り組む	災害時の乳幼児栄養の備えとして、災害時の母乳栄養、混合栄養、人工乳等の対処方法を、リーフレット類を使用する等して、母子保健活動の中で啓発に取り組んでまいります。
10	—	女	「乳児を育てている親のため、災害時は安心して授乳できる環境を提供できるよう、囲いを作る、母親同士が集うスペースを作るなど配慮をお願いします」	無	以下に記載済み。 第2編 震災編【震-7-19】 第7部 避難者対策 予防対策 第1 区民避難所の管理・運営体制の整備 3 区民避難所の設置、運営	区民避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮してまいります。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、区民避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した区民避難所の運営に努める体制づくりを図ってまいります。
11			「人工栄養の場合は、自助として、自宅に物品を備えておくのが基本です。品川区にも人工乳の備蓄があるようですが、煮沸できる道具、軟水、紙コップまたは使い捨て哺乳瓶等の資機材の準備をお願いします。」	無	以下に記載済み。 第2編 震災編【震-7-26】 第7部 避難者対策 予防対策 第1 要配慮者の安全確保 5 区民避難所の設置都受け入れ体制の強化 第2編 震災編【震-6-6】 第6部 備蓄・輸送対策 予防対策 第1 食糧および生活用品等の確保 1 食糧および生活用品等の確保	被災乳幼児用に必要な調製粉乳や哺乳瓶を一定量備蓄するとともに、物資の調達体制の確立に努めているところです。また、区民向け啓発リーフレット「ママの立場で考える防災・減災ノート」で、粉ミルクや使い捨て哺乳瓶(紙コップ)を非常時に必要なものとして、備蓄をしていただくよう啓発も行っており、引き続き、啓発に努めてまいります。
12			「災害時は乳児を抱えた母親は栄養法にかかわらず、不安が大きいため、専門家や母乳育児経験のある母親などが連携して、母親の不安を和らげる活動も必要かと考えます」	無	以下に記載済み。 第2編 震災編【震-7-37】 第7部 避難者対策 応急・復旧対策 第1 区民避難所の開設・運営 1 区民避難所の開設および管理・運営	避難所、自宅、仮設住宅に滞る被災者・要配慮者を対象として、保健師、栄養士等による巡回健康相談、心のケアの相談を実施することとしています。
13	「母乳で育てるか、人工乳で育てるかは選択の問題ではなく、常日頃から、母乳育児が安心して継続できるように社会全体で赤ちゃんと母親を支える仕組みが必要です。災害時に最も弱い赤ちゃんとお母さんにために、計画としてご検討くださいますよう、よろしく申し上げます」	無	災害対策ではないため、本計画には記載しない。	保健センターでは、妊娠面接、二人で子育て(両親学級)、マニティクラス(母親学級)、母乳相談等の育児支援事業の中で、母乳育児の重要性について啓発しており、今後も引き続き啓発に努めてまいります。なお、社会全体で赤ちゃんと母親を支える仕組みについては、今後の課題としてまいります。		

関係機関からの意見照会結果について

No.	ページ数	該当箇所の記載	修正意見・理由	対応	結果
1	震-4-12	第2編 震災編 第4部 災害対応体制 予防対策 対策2 関係機関との連携	・警視庁は記載がなくてよいのか。 ・「2消防機関との連携」「3公共的機関との協力」は「第2広域連携体制の構築」ではなく「第1連携体制の確立」に含めた方がわかりやすいのでは。	構成変更および追記	警察との連携は災害対応の各局面において重要であることから、 <b>警察機関の災害対応について追記し</b> 、併せて、震4-12「 <b>対策2 関係機関との連携について</b> 」を構成から修正する。
2	震-5-9 震-5-16	第2編 震災編 第5部 情報通信 予防対策 対策2 区民への情報伝達体制 応急・復旧対策 対策2 区民への情報伝達体制	災害時マスコミの対応に手が取られ、本来行わなければならない支援業務に支障が出る懸念があるため、地域防災計画の中に記載した方が良い。	項目追加および修正	積極的な情報発信による風評被害を防止する等、 <b>マスコミと連携するに当たっての基本的な考え方について震-5-9、16「対策2 区民への情報伝達体制」に示す。</b>
3	震-6-3	第2編 震災編 第6部 備蓄・輸送対策 【各対策の要点】 対策1 備蓄物資等の確保 第1 食糧および生活用品等の確保	男女に限らず性自認の多様性、障害者や外国人等のニーズにも多様性があることを前提に、プライバシーと安全・安心の確保と配慮を全体に通底しておいてほしい。	修正	性別に限らず、様々な主体へ配慮する「 <b>多様な視点</b> 」が重要であることから、「 <b>要配慮者や女性等、多様な視点を</b> 」に修正する。
4	震-7-20	第2編 震災編 第7部 避難者対策 予防対策 第1 区民避難所の管理・運営体制の整備 5 区民避難所における動物飼育対策 (1)基本的な考え方	・避難所連絡会議毎に受け入れの可否の判断を委ねた場合、受け入れ拒否の避難所ではトラブルが生じると思われる。また、受け入れる避難所と負担の不公平が生じる。施設上の問題から受け入れ出来ない避難所を除き基本的に受け入れ可能を前提として検討すべきではないか。 ・避難所連絡会議が同行避難希望者の把握を行うことは現実的ではなく、保健所から避難所エリア毎の畜犬登録件数を周知し避難者数を想定しておくレベルではないか。	原案のとおり	・ペットの受け入れは、配慮すべきという環境省のガイドライン等を踏まえ、避難所毎の特性に応じ、避難所連絡会議が定めた避難所ルールによるところとしているため、 <b>受け入れを前提とした記述は難しい。</b> ・避難所に同行避難する方の <b>正確な数まで把握するのは難しい</b> ため、 <b>原案のとおり</b> とする。
5	震-7-32	第2編 震災編 第7部 避難者対策 応急・復旧対策 第2 避難行動および避難誘導 2 避難誘導 (3)区有施設における避難誘導	保育園開園時間帯に避難指示が出た場合、保育園児はどこに避難するのかの記載がない。※町会・自治会など住所地で指定されていると思うが、区有施設単位で避難先は指定されていないのではないか。	追記	区有施設における避難の基本的な考え方として、 <b>最寄の安全な場所で利用者の安全を確保することを追記</b> する。最寄の安全な場所として、施設内にとどまり安全を確保することも選択肢の一つである。(火災等により危険が生じる場合は、施設以外の広域避難場所や区民避難所等へ避難することとする。)
6	震-7-37	第2編 震災編 第7部 避難者対策 応急・復旧対策 第1 区民避難所の開設・運営 1 区民避難所の開設および管理・運営 (9)トイレ機能の確保	②～③でいう災害等入れは、耐震トイレ、便槽直結の仮設トイレ、簡易トイレ(便袋使用)のどれを指しているのか。	修正	②は、簡易トイレ。③は、仮設トイレを想定している。本文を <b>トイレの種類が分かるような表現に修正</b> する。
7	震-7-39	第2編 震災編 第7部 避難者対策 応急・復旧対策 第2 共同生活をすすめる上での配慮 4 男女共同参画の視点に係る配慮事項	男女に限らず性自認の多様性、障害者や外国人等のニーズにも多様性があることを前提に、プライバシーと安全・安心の確保と配慮を全体に通底しておいてほしい。	修正	視点の多様性には必ずしも男女の違い以外にも想定されることを踏まえ、「 <b>男女のニーズの違い等多様な視点</b> 」とする
8	震-8-12	第2編 震災編 第8部 帰宅困難者対策 予防対策 第1 区として実施する帰宅困難者対策 2 水・食糧等の備蓄 (2)女性に配慮した備蓄の推進	男女に限らず性自認の多様性、障害者や外国人等のニーズにも多様性があることを前提に、プライバシーと安全・安心の確保と配慮を全体に通底しておいてほしい。 「女性や要配慮者等のニーズに配慮した備蓄」 「生理用品やおむつなど、女性や要配慮者等のニーズを考慮した備蓄品」	修正	要配慮者も考慮した対策を進めるため、「 <b>女性や要配慮者のニーズに対応した備蓄の推進</b> 」に修正する。
9	震-9-14	第2編 震災編 第9部 受援体制 応急・復旧対策 第1 災害対策本部における対応 2 応援の要請	都が策定する「東京都災害時受援応援計画」に記載された、都の応援要請窓口を記載すべきである。	追記	都への応援要請について、 <b>都の連絡窓口を追記</b> する。
10	震-9-14	第2編 震災編 第9部 受援体制 応急・復旧対策 第1 災害対策本部における対応 3 応援団体の活動調整	都が策定する「東京都災害時受援応援計画」に記載された、区市町村の支援方法であるカウンターパート方式について記載すべきである。	追記	カウンターパート方式について、 <b>本文に追記するとともに、用語に定義</b> する。
11	震-9-24 震-9-25	第2編 震災編 第9部 受援体制 応急・復旧対策 第2 物的支援の受け入れ 1 国からの支援物資 2 都からの支援物資	都が策定する「東京都災害時受援応援計画」に記載された、区市町村の支援方法であるプッシュ型支援、プル型支援について記載すべきである。	追記	国および都からの支援物資について、 <b>プッシュ型支援、プル型支援を追記</b> する。

品川区地域防災計画(H29修正)新旧対照表

	No.	ページ数	素案該当箇所(旧)	修正文案(新)
① パブリック コメントの 結果について	1	震-2-8	図表2- 1 防災まちづくりに関する事業一覧 実施内容 ・老朽建物の建替え促進、防災広場・生活道路の整備	図表2- 1 防災まちづくりに関する事業一覧 実施内容 ・老朽建物の建替え促進・防災広場の整備・ <u>防災生活道路の拡幅整備(6m)</u>
	2	震-2-13	(2)避難所へのアクセス道路の確保 ア 避難所周辺の狭い道路における道路空間の確保検討 避難所に安全に避難できると同時に、避難所への物資の輸送等が円滑に実施できるよう避難所へのアクセス道路について必要な道路空間の確保を図る。	(2)避難所へのアクセス道路の確保 ア 避難所周辺の狭い道路における道路空間の確保検討 避難所に安全に避難できると同時に、避難所への物資の輸送等が円滑に実施できるよう避難所へのアクセス道路について <u>無電柱化も含め</u> 道路空間の確保を図る。
	3	震-5-8	(新規追加)	<u>10 通信インフラの整備</u> 震災など緊急時の通信手段の確保を目的とするとともに、通常時は区への誘客や地域のにぎわい創出につなげるためにフリーWi-Fiを導入しており、大井町駅や大崎駅などの主要駅前を始め、広域避難場所となる大規模公園や総合庁舎、地域センターなどの公共施設へ設置を進めている。 併せて、ケーブルテレビ品川が今後整備を計画している地域無線回線(地域BWA)とも連携・協力し、発災時の通信環境を強化していく。
	5	震-13-42	2 設営地の選定 (前略)緊急の疎開先として、災害時の相互応援協定に基づき、希望者を山北町(神奈川県)、早川町(山梨県)の施設で受入れるよう要請を行うこととする。	2 設営地の選定 (前略)緊急の疎開先として、災害時の <u>協力協定に基づき、山北町(神奈川県)および早川町(山梨県)に対し、応急仮設住宅の用地およびその建築資材の供給ならびに両町の施設における被災者の受け入れ要請を行うこととする。</u>
	7	震-7-26	(1)要配慮者に対応した各区民避難所の運営体制づくり ① 各避難所連絡会議等で区民避難所となる(後略) ② 要配慮者が、避難所において避難生活を(後略)	(1)要配慮者に対応した各区民避難所の運営体制づくり ① <u>区民避難所で、要配慮者を受け入れるにあたっては、それぞれの特性を踏まえた対応が求められることから、平常時より要配慮者の特性の理解啓発に努める。</u> ② 各避難所連絡会議等で区民避難所となる(後略) ③ 要配慮者が、避難所において避難生活を(後略)
② 関係機関 からの意見 照会結果 について	1	震-4-12	第1 連携体制の確立 1 防災区民組織との協力 2 民間団体等との協力体制 3 東京消防庁との協力体制  第2 広域連携体制の構築 1 他の地方自治体との相互協力 2 消防機関との連携(震災消防活動) 3 公共的機関との協力	第1 連携体制の確立 1 防災区民組織との協力 2 <u>公的機関および民間団体等との協力体制</u> 3 <u>警察機関との協力体制</u> 4 <u>消防機関との協力体制</u>  第2 広域連携体制の構築 1 他の地方自治体との相互協力  (資料1参照)
	2	震-5-9 震-5-16	予防対策 対策2 区民への情報伝達体制  応急・復旧対策 対策2 区民への情報伝達体制 第1 区による災害広報活動 4 報道機関への発表 (1)発表の方法 (2)臨時記者室の設置	予防対策 対策2 区民への情報伝達体制 <u>第2 報道機関への対応</u> 1 <u>報道対応の目的</u> 2 <u>報道対応にあたっての留意事項</u>  (資料2参照)  応急・復旧対策 対策2 区民への情報伝達体制 第1 区による災害広報活動 4 報道機関への発表 (1)発表の方法 (2)臨時 <u>会見場</u> ・記者室の設置 (3) <u>発表内容</u>  (資料3参照)

	No.	ページ数	素案該当箇所(旧)	修正文案(新)
	3	震-6-3	第1 食糧および生活用品等の確保 区は、避難所のほか、自宅での避難生活を選択する区民も念頭に、食糧および生活用品を確保する。品目は、特に要配慮者や女性の視点等を念頭に、内容の充実、見直しを図る。	第1 食糧および生活用品等の確保 区は、避難所のほか、自宅での避難生活を選択する区民も念頭に、食糧および生活用品を確保する。品目は、特に要配慮者や女性等、多様な視点を念頭に、内容の充実、見直しを図る。
② 関係機関からの意見照会結果について	5	震-7-32	(新規追加)	(3) 区有施設における避難誘導 区有施設における避難誘導の基本的な考え方として、施設管理者は発災後、職員および施設利用者の安全、状況を確認した上で、施設内に留まることが危険であると判断した場合、最寄の安全な場所へ施設利用者を誘導する。各施設における避難誘導対応について以下に示す。
	6	震-7-37	(9)トイレ機能の確保 ② 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。 ③ 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。	(9)トイレ機能の確保 ② 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ(簡易トイレ等)を活用し、対応する。 ③ 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレ(仮設トイレ等)を含めて確保し、対応する。
	7	震-7-39	4 男女共同参画の視点に係る配慮事項 ① 区民避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。	4 男女共同参画の視点等に係る配慮事項 ① 区民避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。
	8	震-8-12	(2)女性に配慮した備蓄の推進 区は、帰宅困難者対策を進めるに当たり、生理用品などの女性に配慮した備蓄品の確保に努める。	(2)女性や要配慮者のニーズに対応した備蓄の推進 区は、帰宅困難者対策を進めるに当たり、生理用品やおむつなど、女性や要配慮者のニーズを考慮した備蓄品の確保に努める。
	9	震-9-14	(新規追加)	2 応援の要請 ④ 都への応援要請は、災害時に区市町村に参集する都職員(現地機動班)と連携し、物的・人的ニーズの収集を担当する区市町村連絡部門へ連絡する。
	10	震-9-1 震-9-14	(新規追加)	【用語の定義】 ④ カウンターパート方式 被災区市町村ごとにカウンターパート団体(自治体)を定め、割り当てられた応援団体が被災地のニーズを把握して応援を行うことをいう。 3 応援団体の活動調整 ③ 都は、被害の規模等に応じて広域応援協定団体(全国知事会、関東地方知事会、九都県市、21大都市)に応援要請を行い、被災区市町村ごとにカウンターパート団体を定め、割り当てられた応援団体が被災区市町村のニーズを把握して応援を行うカウンターパート方式による支援を想定している。都からカウンターパート団体の決定通知があった場合は、区は、人的・物的支援の受入れについて具体的な調整をカウンターパート団体と行う。
	11	震-9-24 震-9-25	1 国からの支援物資 ① 国においては、区からの要請を待たずにプッシュ型により、都が開設する広域輸送基地に輸送する。 (2)都への要請 区は、備蓄物資が不足し、災害時応援協定に基づく調達や支援物資の到着に時間がかかると見込まれる場合、都に対して物資の提供を要請する	1 国からの支援物資 ① 国は、都および区からの要請を待たずに、発災後4日目から7日目に必要不可欠と見込まれる物資を都が開設する広域輸送基地に輸送する(国から都に向けたプッシュ型支援)。 (2)都への要請 区は、備蓄物資が不足し、災害時応援協定に基づく調達や支援物資の到着に時間がかかると見込まれる場合、都に対して物資の提供を要請する。 なお、発災当初、都は必要に応じて区からの要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資を区に輸送する(都から区に向けたプッシュ型支援)。その後、都はできる限り早期に具体的な物資の必要量を把握して輸送するプル型支援に切り替える。

## 対策2 関係機関との連携

### 【各機関の役割】

機関名	役割
警察機関	・協力体制の強化
消防機関	・協力体制の強化
区	・防災区民組織、公的機関、民間団体、警察機関、消防機関等との連携強化 ・近隣区との協力体制の強化・充実、他の地方自治体との相互協力関係の強化

### 【具体的な取組】

#### 第1 連携体制の確立

- 防災区民組織、民間団体との間で、災害時連携の強化に向けた協力体制の充実を図る。
- 消防機関において、地震被害の態様に即した各種の計画等に基づく即応体制を確立する。

#### 1 防災区民組織との協力

区内の防災区民組織および町会・自治会ならびに所掌事務に関係する公共的団体等と相互の連絡を密にし、その機能を災害時に充分発揮できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

本区においては各町会・自治会を母体とした防災区民組織が201組織（平成29年10月現在）結成されているが震災時には、その組織が中心となり防災関係機関と協力し区民の生命・身体および財産を災害から守るものとする。なお、協力業務としては下記のものと考えられる。

- ① 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区その他関係機関に連絡すること。
- ② 災害に関する予警報その他情報を、区域内住民に伝達すること。情報は主に防災関係機関の出先より入手する。
- ③ 震災時における広報・広聴活動に協力すること。
- ④ 震災時における出火の防止、初期消火および人命救助に関し協力すること。
- ⑤ 避難誘導、避難所の運営等被災者の救助業務に協力すること。
- ⑥ 被災状況の調査に協力すること。
- ⑦ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ⑧ 救助物資または被災者等の輸送に協力すること。
- ⑨ 災害時における医療、助産活動に協力すること。
- ⑩ 地域における避難行動要支援者の救援、救護に協力すること。
- ⑪ その他の災害応急対策業務に協力すること。

#### 2 公的機関および民間団体等との協力体制

区は、事業者等および公的機関と災害時における連携を図るため、災害時における各種の協力に関して定める協定を締結している。

災害時協定には、次のようなものがある。

- ① 医療救護（医療等の応急救護活動、医薬品の提供）
- ② 物資供給（水・食料、生活物資等の提供）
- ③ 緊急輸送（車両等の提供）
- ④ 避難収容（補完避難所、一時滞在施設の提供）

- ⑤ 災害広報（災害に係る各種広報の実施）
- ⑥ 施設等復旧関連（道路等の応急修理、路上障害物の除去等）
- ⑦ 役務提供（避難所運営補助、理容サービス等の提供）

資料 18 品川区災害時協定一覧

### 3 警察機関との協力体制

区は、警察機関と災害時における連携を図るため、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に充分発揮できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

なお、業務としては、下記のものと考えられる。

- ① 被害実態の把握および各種情報の収集に関すること。
- ② 交通規制に関すること。
- ③ 被災者の救出救助および避難誘導に関すること。
- ④ 行方不明者の捜索および調査に関すること。
- ⑤ 死体の調査等および検視に関すること。
- ⑥ 公共の安全と秩序の維持に関すること。

### 4 消防機関との協力体制

区は、消防機関と災害時における連携を図るため、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に充分発揮できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

なお、業務としては、下記のものと考えられる。

- ① 水、火災およびその他災害の救助、救急情報に関すること。
- ② 水、火災およびその他の災害の予防、警戒および防御に関すること。
- ③ 人命の救助および救急に関すること。
- ④ 危険物施設および火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。
- ⑤ 防災意識の高揚および防災行動力の向上ならびに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。
- ⑥ 応急救護知識技術の普及および自主救護能力の向上に関すること

## 第2 広域連携体制の構築

○災害時における応急対策活動の万全を期するため、他の地方自治体との相互協力体制の充実を図り、広域連携体制を構築する。

### 1 他の地方自治体との相互協力

災害時における応急対策活動の万全を期するため、近隣区との協力体制の強化・充実を図るとともに、必要に応じ他の地方自治体との相互協力の協定を締結するものとする。

- ① 特別区は平成8年2月「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結し、平成26年3月に改正しており、被災を免れた区、あるいは被災が軽微な区は災害を受けた区に対して、特別区支援対策本部を設置し、連携して支援にあたる。
- ② 品川区、目黒区、大田区、世田谷区および渋谷区は平成7年12月「災害時における城南5区相互応援協定」を締結し、被害の大きな区に対し、物資、職員、避難住民の受入等の支援にあたる。
- ③ 品川区と神奈川県山北町および山梨県早川町は平成7年3月「災害時における相互援助に関する協定」を締結し、従来より締結している交流協定の精神に基づき災害時における応急対策および復旧対策の援助協力にあたる。
- ④ 品川区と岩手県宮古市は、平成14年1月「災害時における相互援助に関する協定書」を締結し、被災区市に対し人的・物的な応援にあたる。
- ⑤ 品川区と福島県双葉郡富岡町は、平成9年12月「災害時における相互援助に関する協定書」を締結し、平成21年1月に改正しており、被災区市に対し人的・物的な応援にあたる。
- ⑥ 品川区と静岡県三島市他19市町は平成17年4月「東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書」を締結し、被災市区町に対し、人的・物的な応援にあたる。



## 対策2 区民への情報伝達体制

### 【各機関の役割】

機関名	役割
区	・複数の情報伝達手段による区民への情報提供

### 【具体的な取組】

#### 第1 災害広報に係る情報提供手段の整備

- 災害時における区民等の多様なニーズに対応するため、平常時から広報手段を複数準備しておく。
- 安否確認等をはじめ、住民相互間による情報共有の可能な環境整備を関係機関との連携のもと進め、これを周知・啓発する。

##### 1 災害時における複数の情報伝達手段の活用

- ① 防災行政無線、区ホームページ、しなメール、ツイッターなどを活用して、災害時に情報提供する。
- ② 区が配信元となり、各携帯電話会社が提供する「緊急速報エリアメール（NTTドコモ）」・「緊急速報メール（KDDI・ソフトバンク）」のサービスを活用して、災害情報を配信する。
- ③ ケーブルテレビ品川、ラジオを通じた情報提供を行う。

##### 2 地域住民等相互間の安否確認手段の周知

- ① 区民が日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- ② SNS等の新たな通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

##### 3 災害情報共有システムの整備

特に避難情報や避難所開設情報、災害対策本部設置情報等の重要情報に関しては、テレビのデータ放送やインターネット等を通じて、確認することが可能な災害情報共有システム（L-ALERT）を整備した。

#### 第2 報道機関への対応

- 報道機関への対応（以下、報道対応）の目的は、被害の拡大防止、被災者の不安の解消および被災地に対する協力気運の醸成にある。
- 報道対応においては、正確性および適時性、対応窓口の一本化ならびに誠実な対応に留意する。

##### 1 報道対応の目的

災害時、報道機関のニーズに応え説明責任を果たすことは区の責務である。

災害時の報道対応の目的は、報道を通じ、被害状況、活動状況や被災地のニーズを区内外に発信して、被害の拡大防止、被災者の不安の解消および被災地に対する協力気運の醸成を図ることにある。

##### 2 報道対応にあたっての留意事項

**(1) 正確性および適時性**

区は、被災者や報道機関のニーズに対応した正確な情報をタイムリーに提供することが必要である。この際、報道機関に対し定期的に提供するとともに、重要な事項については随時に発表する。また、事実と異なる情報が流れていることを確認した場合には、流言や風評被害を防止するため、否定情報を迅速に発信する。

**(2) 対応窓口の一本化**

対応する部署によって発表内容や見解が異なることがないように、報道機関への対応窓口は広報部署に一本化する。しかしながら、災害時、報道機関の関心は広範多岐にわたり、広報部署のみでの対応は困難となるので、区災害対策本部内で情報を共有し、広報部署の統制の下、他の部署においても対応する。

**(3) 誠実な対応**

報道記者に対応する際は、被災した区民や災害に注目する国民に話しているつもりで、真摯な態度で誠実に対応する。また、記者発表等で使用する広報資料は、報道機関のニーズに合致しているかを吟味し、区民等が理解しやすいものとする。

## 対策2 区民への情報伝達体制

### 【各機関の役割】

機関名	役割
東京消防庁	・ 災害情報、消防活動状況等の広報
警察機関	・ 各方面本部、警察署およびヘリ TV からの情報収集、都への報告 ・ 東京消防庁、自衛隊等防災関係機関と情報交換
NTT 東日本	・ 通信の疎通および利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報
区	・ 災害情報の収集、住民への広報 ・ 複数の情報伝達手段による被災者への正確な災害情報・生活情報の広報 ・ 報道機関への発表 ・ 応急復旧対策に係る記録

### 【具体的な取組】

#### 第1 区による災害広報活動

- 区民等への情報伝達に向け、災害情報を把握するとともに、防災行政無線、広報車等の複数の伝達手段を用いた災害広報活動を行う。また、要配慮者等へも情報が伝わるよう留意し、災害広報活動を行う。
- 報道機関等と連携しながら、広く区民に災害情報を周知できるよう災害広報活動を行う。

#### 1 災害情報の収集

- ① 指令情報部広報報道課は、区災害対策本部の設置と同時に、常時連絡員を区災害対策本部室に派遣し、情報を把握するとともに、検討を行い、報道機関への発表、住民への広報に備える。連絡員は情報の収集にあたり、指令情報部等の関係各部とも緊密な連絡を保ち、発表資料の正確、迅速な把握を期するものとする。
- ② 被災情報管理システムを活用して、区内の被災情報等を収集・集約する。

#### 2 住民への広報

住民に対する広報は、デマ・誤報などの防止を図るため、可能なかぎり統一的な内容で広報するものとする。広報事項および内容等の調整は区災害対策本部長が行うものとする。

##### (1) 防災行政無線

地震発生直後に起こる第二次災害とその拡大の恐れがある場合は、区防災行政無線により全区内、または地域ごとの広報活動を行うとともに、同じ内容を音声で聞ける緊急情報発信ダイヤルによる配信も行う。

##### (2) 広報車

危険が予想される地域には、重点的に広報車を出動させる。広報車は区災害対策本部と密接な連絡をとり、状況に応じた効果的な広報活動を行う。災害が終息したときは広報車により被災地を巡回して移動相談を行い、救護措置の万全を期するものとする。

### (3) 臨時広報紙の発行

災害発生時の混乱した状況において、区の発表内容や生活情報などを被災者に正確に伝えるため、臨時広報紙を発行し広報活動を行う。

### (4) ホームページ

区の発表内容や生活情報などを被災者に正確に伝えるためにホームページを活用し広報活動を行う。

### (5) ケーブルテレビ品川の活用

- ① 区内を放送区域としてケーブルテレビ品川との相互協定に基づき、区民チャンネルによる緊急放送を通じて、情報提供を行う。
- ② 区災害対策本部発表による正確な災害情報・生活情報などを初動期、復旧・復興期、各時期において適宜、被災者に提供する。

### (6) 品川区ツイッター、品川区公式フェイスブック

災害時には、ツイッター (Twitter)、フェイスブック (Facebook) を活用し、災害時の情報発信・広報を行う。

### (7) エリアメール

区が配信元となり、各携帯会社が提供する「緊急速報エリアメール (NTT ドコモ)」・「緊急速報メール (KDDI・ソフトバンク)」のサービスを活用して、災害時の避難準備・高齢者等避難開始や、避難勧告、避難指示 (緊急) を配信する。

### (8) メール配信

しなメールを活用し、気象庁が発表する震度3以上の震度速報・地震情報および津波警報等の情報配信や災害・緊急時等の情報発信を行う。

### (9) FMラジオ

インターエフエム (89.7Mhz) との「災害時等における放送要請に関する協定」により、災害時等における放送の協力を要請できる。

### (10) デジタルサイネージ

新たな広報媒体として導入したデジタルサイネージを活用して、リアルタイムに防災気象情報・緊急情報等を含め、様々な情報を積極的かつ効果的に発信する。

## 3 災害情報伝達手段の充実

- ① 現在確立している情報伝達手段の他、過去の災害から非常に有効な手段の一つとされているFMラジオ局の活用をはじめ、情報不足による区民の動揺や不安を払拭するために伝達手段の一層の充実を図る。
- ② 視覚障害者、聴覚障害者、在宅の高齢者等に配慮した情報提供を実施する。

#### <要配慮者の情報伝達に係る配慮事項 (例) >

- ・CATV：ナレーションをまじえた情報提供、テロップ、手話通訳者の活用
- ・HP：音声読み上げ機能や外国語対応による生活情報や福祉サービス等の情報提供
- ・防災区民組織による安否確認時、防災行政無線や広報車等での伝達時に各避難所にて提供収集可能であることを周知

## 4 報道機関への発表

### (1) 発表の方法

- ① 災害に関する情報および区災害対策本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、指令情報部長が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、広報報道課における記者への口頭説明もしくは各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げる）によって報道機関へ発表するものとする。
- ② 被災者に対して喫緊に伝えるべき事項は、広報報道課が区災害対策本部発表の情報をケーブルテレビ品川をはじめ、放送事業者に対して提供する。
- ③ 口頭説明で発表を行うときは、関係部長が立ち会うものとする。また、広報報道課が報道機関からの電話照会その他に応ずる。

### (2) 臨時会見場・記者室の設置

報道機関への区災害対策本部発表や取材対応を円滑に行うため、防災センター内に臨時会見場・記者室を設け対応する。

### (3) 発表内容

災害発生時に報道機関に対し提供すべき内容は、当時の状況に応じて、次のうちから選択する。

#### ア 発生した災害の状況

区内における地震情報、津波関連情報等

#### イ 被害の状況

区民等の被災状況、建物・道路の被害状況、火災の発生状況と延焼の可能性、交通関連情報、ライフライン関連情報、帰宅困難者の滞留状況、危険物保有施設の被害状況等

#### ウ 応急対策の実施状況

- ① 災害対策本部の開設・活動状況全般
- ② 避難に関する事項：避難勧告等の内容、区民避難所等の開設状況等
- ③ 医療関連情報：医療救護所の開設状況等
- ④ 物資関連情報：物資の配送状況、給水ポイント、救援物資の状況等
- ⑤ 広域応援職員関連情報：受入状況、活動内容等

#### エ 今後の見通し

ライフライン・輸送機関・道路等の復旧見通し、帰宅困難者の帰宅開始時期、教育・保育再開時期等

#### オ 支援ニーズ

不足物資やボランティア等のニーズに関する事項

#### カ 生活再建等に関する事項

各種相談窓口、建物被害調査、義援金の受入口座について等

## 5 応急復旧活動に係る記録

災害発生時より、被害および活動状況を写真・ビデオ等におさめ、広報活動等の資料として活用する。